

特定非営利活動法人学生団体スピカ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人学生団体スピカという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市長田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸市長田区における子どもの居場所（地域住民らとの交流を通じて、未成年の健やかな成長を推進する場をいう）の絶対数の不足や貧困問題の解消を通じて、未就学児や小中学生などの児童の育成を支援すること、また、学生を主体として子どもの居場所を運営する本法人の事業を通じて、高校生や大学生といった若者世代の活動の可能性の幅を広げることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子どもの居場所作りに関する事業
- (2) 子育て支援に関する事業
- (3) 社会問題解決に向けた若者の活動を支援する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員を以って特定非営利活動促進法(以下単に「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 準会員 この法人の事業に参加し、補助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとし、代表は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 賛助会員及び準会員について、継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出し、その提出より14日後以降任意の時期に退会することができる。

(除名)

第11条 会員がつぎの各号の一に該当するに至った時は、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款や法令に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他理事会が、退会が適当であると認めるとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失した際は、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を代表、1人以上2人以内を副代表とする。

第15条 理事は理事会において選任し、監事は社員総会において選任する。

- 2 代表は、本人の立候補のもと理事会において選出し、副代表は代表が任命する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第16条 代表は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故ある時又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を執行する。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会または所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、社員総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

(職員)

第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、代表が任免する。

第5章 社員総会

(種別)

第22条 この法人の社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第23条 社員総会は、正会員を以って構成する。

(権能)

第24条 社員総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 監事の指名、職務
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常社員総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当した場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 社員総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。

2 代表は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 社員総会の議長は、代表が兼任する。

(定足数)

第28条 社員総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 社員総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要する場合は、当日総会出席者総数の2分の1以上の同意により議事とすることができる。

- 2 社員総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第48条の適用については、社員総会に出席したものとみなす。
- 4 社員総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者、又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、社員総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 社員総会に付議すべき事項
- (2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 理事の選任又は解任、職務
- (4) 監事の解任
- (5) その他社員総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、代表が招集する。

- 2 代表は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日か

ら14日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、代表がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができる
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第2項及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 2 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表又は副代表が作成し、監事の監査を受け、社員総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第45条 この法人が定款を変更しようとするときは、社員総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）

- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における，その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第46条 この法人は，次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは，正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは，所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第47条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は，法第11条第3項に掲げる者のうち，社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人に譲渡するものとする。

（合併）

第48条 この法人が合併しようとするときは，総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経，かつ，所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第49条 この法人の公告は，この法人のホームページに掲載して行う。ただし，特定非営利活動促進法第31条の10及び第31条の12の公告は官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第50条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
代表 鳥居彩人
副代表 奥藤大貴
理事 平本みのり
監事 林和男
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2026年7月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 なし
正会員会費 なし
 - (2) 賛助会員入会金 1,000円
賛助会員会費 個人 3,000円(一口, 1年間分)
団体 5,000円(一口, 1年間分)
 - (3) 準会員入会金 1,000円
準会員会費 1,000円(1年間分)